

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 4 | 児童養護施設等入所に係る費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む。)に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、児童養護施設等入所に係る費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和3年12月6日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童養護施設等入所に係る費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む。)に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法による児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収(費用の徴収に係る負担能力の認定を含む。)を行うものである。 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 措置児童台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 7の項・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条・番号利用法第9条第2項・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 広島市こども未来局こども・家庭支援課、児童相談所 |
| ②所属長の役職名 | こども・家庭支援課長、児童相談所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 広島市こども未来局こども・家庭支援課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2161 |
| | 広島市こども未来局児童相談所 広島市東区光町二丁目15番55号 TEL:082-263-0694 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|----------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|-----------|
| 平成28年12月7日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 7の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 7の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 事後 | |
| 平成28年12月7日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第7号 別表第二 第16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 | <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第7号 别表第二 16の項、56の2の項、57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条 | 事後 | |
| 平成28年12月7日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成28年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年12月7日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成28年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年11月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第7号 别表第二 16の項、56の2の項、57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条 | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第7号 别表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2 | 事後 | |
| 平成29年11月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------------|-------------|-------------|------|---|
| 平成29年11月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年11月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年11月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年2月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年2月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | IV リスク対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。 |
| 令和2年1月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年1月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日時点 | 令和1年12月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和2年12月3日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2の2 | 事後 | |
| 令和2年12月3日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和1年12月1日時点 | 令和2年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年12月3日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和1年12月1日時点 | 令和2年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月6日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 别表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2の2 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 别表第二 16の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 别表第二 16の項、56の2の項、57の項、116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条、第31条、第59条の2の2 | 事後 | |
| 令和3年12月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年11月1日時点 | 令和3年11月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年11月1日時点 | 令和3年11月1日 | 事後 | |